

氏名(国籍)	孫 立 行 (中 国)
学位の種類	博 士 (社会経済)
学位記番号	博 甲 第 3521 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	社会工学研究科
学位論文題目	Econometric Studies of International Capital Mobility in Asian Developing Countries (アジア発展途上国における国際資本移動の計量分析)
主 査	筑波大学教授 學術博士 吉 田 雅 敏
副 査	筑波大学教授 Ph. D. (経済学) 太 田 誠
副 査	筑波大学教授 博士 (経済学) 宮 越 龍 義
副 査	筑波大学講師 Ph. D. (経済学) ターンブル (Turnbull, S.)
副 査	筑波大学教授 Ph. D. (農業経済学) 大 西 治 男

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、アジア発展途上国の国際資本移動に関する二つの経済問題を分析している。一つは、1980年頃から始まった金融自由化以降のアジア途上国の資本移動度に関する問題である。もう一つは、先進国から途上国への国際資本移動下で、日米先進国の金融政策がアジア発展途上国の経済にいかなる影響を及ぼしたかという問題である。前者を第2章と第3章で、後者を第4章で実証的に分析している。

本論文は5章から構成されている。第1章は本論文の研究目的を述べている。第2章は、時変パラメータ推定法を用いて、国内金利が開放経済下での金利と閉鎖経済下でのその加重平均から構成される金利決定式のパラメータを推定し、金融・為替市場における内外金利の連動性から発展途上国における資本移動度の変化を研究している。この研究には二つの新しい特徴がある。一つは、期待為替レートの推定に関して、合理的期待形成仮説に基づく季節自己回帰和分移動平均モデルを用いている。もうひとつは、金融自由化プロセスに関して、アジア途上国と中南米メキシコとの間の地域差を考慮している。分析の結果、中南米メキシコと比較すると、アジア途上国における国際資本移動の変化は時間の経過に伴い段階的に上昇したことを検証している。

第3章は、実物経済への金融自由化の影響に焦点をあてて、資本移動に関する分析を行っている。前章の金融・為替市場における金利決定式に代わり、本章は消費の動学的最適化モデルを用いている。第2章と同様に、開放経済下での消費と閉鎖経済下でのその加重平均から構成される消費決定式のパラメータ推定に時変パラメータ推定法が用いられている。これは、固定パラメータ推定法では国際資本移動度の変化を反映する金融自由化のプロセスを解明することができないためである。分析の結果、実物経済に焦点をあてた分析でも、アジア途上国における国際資本移動の程度は時間の経過に伴い上昇したことを検証している。これは前章の結果を支持し、さらには金融自由化により人々の消費水準が向上したことを示唆している。

第4章は、アジア途上国の実物経済が日米政策金利のどちらに強く影響されているかを分析している。外国金融政策の波及経路は複雑で、それを把握することは難しいため、本章はデータでもって事実を見出させ

る時系列分析を用いている。具体的には貨幣供給量と産出量間の因果関係を考慮した指数化一般自己回帰条件付分散変動モデルが採用されている。分析の結果、日米金融政策はアジア途上国の金融市場と実物市場に強い影響を及ぼしているという事実を検証している。さらに、本章は日本の金融政策はインドネシアに強い影響を及ぼしているが、マレーシア及びフィリピンに対しては米国の金融政策の影響の方が強いということを明らかにしている。

最終章では、第2章から第4章までの主要な実証結果を要約し、アジア途上国の経済に対する外国投資家の集团的行動と国際間の波及効果を今後の研究課題として挙げている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

孫立行氏は、時系列データに対する新しい分析手法を用いて、アジア発展途上国の国際資本移動に関する重要な経済問題を分析し、大変興味深い結果を得ている。資本市場の開放という視点から、国際資本移動の便益と費用の両方を実証的に明らかにしたことが本論文の貢献である。ただし、論文全体を通じて、もう少し厳密な理論的な分析が加えられることが望ましい。例えば、第4章におけるアジア発展途上国への日米の金融政策の影響については、波及効果の背景にある経済的なメカニズムに理論的アプローチからの解釈が与えられるべきである。

本論文をもとに専門学術雑誌に2編がすでに掲載され、全体としてレベルの高い学位請求論文になっている。以上から、本論文は孫氏が博士(社会経済)の学位を受けるに十分な資格を有することを示すものである。

よって、著者は博士(社会経済)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。